

令和元年6月2日現在

機関番号：34315

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K16242

研究課題名(和文)アスベスト災害を事例とした社会的災害に対する公共政策研究

研究課題名(英文)Public Policy for Social Disaster as a Case Study of Asbestos Problems

研究代表者

南 慎二郎(MINAMI, Shinjiro)

立命館大学・OIC総合研究機構・プロジェクト研究員

研究者番号：80584961

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、労働災害や公害・環境汚染等の社会的災害に対して、その予防や発生後の対応のために求められる公共政策のあり方を明らかにすることである。そのためにアスベスト災害を対象事例として、人間の行動原理の局面に着目して検討を行った。主な研究成果として、社会的災害に対する公共政策のあり方やその実効性をめぐる制度経済学・行動経済学の視点による理論的考察と、過去の災害事例である大阪泉南地域のアスベスト産業の調査研究の進展が挙げられる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

第一に制度経済学・行動経済学の視点による理論的考察において、将来的な被害・損失となるアスベスト災害の場合、事前の予防対策が最も効用が高く(費用を低く)できるにも関わらず、現時点では過小に低い問題として取り扱われてしまいやすい。これを前提として規制強化や政策介入を講じる必要がある点を明確とした。

第二に過去の災害事例の調査研究の進展として、大阪泉南地域のアスベスト産業の集約的なデータベース化を行い、同時に他の地域研究にも活用しうるその方法論についても明確とした。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research is to clarify the ideal state of public policy required for the prevention and post-emergence response of social disasters such as occupational accidents and pollution / environmental pollution. For that purpose, I focused on the aspect of human behavior principle as a case study of asbestos disaster. There are two main research results. The first is theoretical consideration from the viewpoint of institutional economics and behavioral economics, concerning the way of public policy for social disasters and its effectiveness. The second is the progress of research on asbestos industry in the Osaka Sennan area, which is a past disaster case.

研究分野：環境政策、社会経済学

キーワード：アスベスト 環境マネジメント 公共政策 社会的災害 制度経済学 行動経済学

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究で解決すべき社会問題として取り上げる「社会的災害」は、人々の生活や企業活動の結果として生じる環境破壊や健康被害、生活困難、資産損失等であり、具体的には労働災害や公害・環境汚染の現象に該当する。現代において、そのような社会的災害を引き起こす行為や場面が明確となった場合は、労働や環境に関する法制度や規制の整備による公共政策としての対応が行われている。そこでは問題発生の予防を最優先に取扱いつつ、被害が発生した場合にはその救済・補償まで包括する政策体系に向けて整備・改善が図られている。しかし、社会的災害として明確に認識され、具体的な原因や理論上の予防方法が明らかであり、日本のみならず世界的にも政策対応が図られているにもかかわらず、決定的な解決を導く公共政策が未解明な問題がいくつも存在している状況にあった。その典型としてアスベスト災害があった。

(2) アスベストは天然の鉱物繊維の総称であり、断熱・耐熱や化学的安定性に優れて特に建材の原料として大量に使用されてきているが、アスベストは人体に有害な物質であり、その粉じんに曝露すると肺がんや中皮腫等の重篤な特有疾患が引き起こされるため、世界的に使用規制が講じられている状況にある。被害の予防の局面としては、アスベスト粉じんの曝露を防ぐこと(防じん対策)が必要であり、最善策はアスベスト使用自体の禁止(すでに日本や西欧諸国等では使用禁止)である。新規使用の禁止の次の段階として、過去に使用され建築物等にストックされているアスベストを適切に管理し、最終的な処分まで防じん対策を徹底することが求められる。日本においてもそのための法規制上の整備が行われており、それを遵守すれば新たな被害予防が成立することになる。しかし、実際には特に対応が求められる建築解体現場等で不適切なアスベスト処理による飛散事故(2013年に発覚した大阪府立金岡高校での事例など)がしばしば発生している。

(3) 以上のようなアスベスト対策不遵守が発生する背景として、アスベストによる健康被害の2点の特徴として、アスベストによる健康被害は曝露から発症まで長期(10年以上)のタイムラグがあり即時に被害が発生しない、アスベストに曝露したとしても必ず発症するわけではない、が挙げられる。この特徴から当事者はアスベストの有害性を実感として抱きにくく、実施に費用が伴う防じん対策も怠りやすいことになる。このアスベスト災害のような、法規制が一定整備されたとしても当事者において社会的災害の予防の対策が遵守されにくい問題に対して、いかに有効な公共政策を取り得ることができるか、が本研究の着想の出発点である。

### 2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、アスベスト災害を対象事例として、労働災害や公害・環境汚染等の人為的な要素が伴って発生する社会的災害に対して、その予防や発生後の対応(責任追及や救済・補償)のために求められる公共政策のあり方を人間の行動原理の局面に着目しつつ検討して、その内容を明らかにすることである。

### 3. 研究の方法

(1) 第一に、過去の社会的災害の発生において、そこでの当事者の行動原理の諸要素ならびに災害に対する経済と教育の局面も含めての公共政策の動向を調査検証し、その災害発生のメカニズムをより明確にする。その検証の対象として、大阪府泉南地域に集中立地していたアスベスト工場群における被害事例に注目する。

(2) 第二に、社会的災害を防ぐための公共政策の追求として、現代のアスベスト災害の防止の課題である建築解体工事や大規模自然災害時の災害廃棄物処分の現場におけるアスベストの防じん対策および最終廃棄までの適正処理を徹底させるための政策の検討を行う。

(3) アスベスト対策の不遵守が起こりやすい背景として人間の行動原理や心理的要素が挙げられ、それらを考慮する学問領域を含める必要性に直面しているため、(2)の公共政策の追求のために理論的な研究も同時に必要となる。そこで、従来より人間を取り巻く制度や習慣、経験を重視する制度派経済学や、その領域での進展が著しい行動経済学等の様々な知見も包括的に取り扱って、分析視角として用いる。

### 4. 研究成果

(1) 成果としてまず挙げられるのは、アスベストのような社会的災害に対する公共政策のあり方やその実効性をめぐる制度経済学・行動経済学の視点による理論的考察である。雑誌論文において、まずアスベスト災害の複合型ストック災害としての特徴に着目し、それに対する予防政策の追求を行った。アスベスト災害は複合性から社会共有課題と定義でき、ストック性から災害発生期間の無限可能性が導出される。これらの特徴を前提として、対策推進・徹底のための制度的枠組みが必要となる。この議論での焦点は、災害を引き起こす直接的行動である有害物質の取扱作業・管理の当事者の行動判断を規定する動機・規範・制度である。そして議論の対象となる当事者は社会および地域・企業等の集団組織の中の個人である。この点を踏まえて政策研究の分析視角の検討へと進んでいく。

次に、行動経済学と制度経済学に依拠する形で、経済学における個人論的アプローチと組織論的アプローチを整理し、前者の先進的政策含意であるリバタリアン・パターナリズムでの検証と、後者の視点での社会的秩序の理論的追求を通じて、複合型ストック災害に対する個人論的アプローチのみでの限界と両者からの政策的含意について求めていった。リバタリアン・パターナリズムについては主な提唱者であるキャス・サンステーン(Cass.R.Sunstein)の業績に注目し、そこからの含意として、デフォルト・ルールの存在とパターナリズムの不可避性、政策設計における取引費用の取扱い、個人・政策設計者の限定合理性に関する分析視角を明確とした。さらに組織論や集団的行動の枠組からの補完として、制度経済学におけるジョン・ロジャーズ・コモンス(J.R.Commons)の業績に注目し、そこからの含意として、所属集団による行動・選択基準の規定、第三者による権利義務遂行の阻害可能性の分析視角を明確とした。

(2) 雑誌論文 における理論的考察の進展として、雑誌論文 で分担執筆を行った行動経済学とリスクコミュニケーションについての検討が挙げられる。アスベスト対策が不遵守となりやすい傾向は、行動経済学におけるプロスペクト理論での「損失回避性」や将来的な費用・効用に対する「心理的な割引」によっても明確に捉えることができる。行動経済学での短絡的な処方箋としては、自発的な行動促進にしても規制による強制にしても、損失回避性や心理的な割引を引き起こさないように個人に介入すればいいのであるが、社会での集団行動を鑑みれば個人で完結しうるものではない。社会におけるアスベスト対策徹底の合意形成が確立したとしても、そのルール(規制)が徹底されていなければ、実効性は期待できない。集団行動の視点を入れることは規制のあり方の検討を促すが、一方でコミュニケーションの重要性も想起される。個人の心理を扱う行動経済学は必然的に、他者・集団との相対的關係の中での個人や、その個人の対応関係となる他者・集団の心理を扱うものへと展開しなければならないことを明確にしたものである。学会発表 ~ はこの内容に基づいている。

(3) もう一つの成果として、過去の社会的災害の発生事例である大阪泉南地域のアスベスト産業の調査研究の進展である。雑誌論文 において、事例検証・研究の前提となる対象(本件では大阪泉南地域のアスベスト産業)のデータベース化の成果とその方法論についての明示を行った。ここで焦点を当てたのは、過去のものとして消失しつつある地域の経済・社会の歴史の明確化である。アスベスト災害が顕在化する頃にはすでにアスベスト産業が衰退していることや、健康被害が発生しやすいことが認識されるに従ってアスベスト産業の情報が閉鎖的となつて公になりにくくなることから、実態解明のための情報収集・整理が必要となる。本成果においては、地理的情報、時間的情報、記述的情報の3つによって同地域のアスベスト産業の把握を試み、それらの情報を含むものとして経年の地図情報や電話帳なども活用し、集約的なデータベースとして構築した。また、ここで実践した方法論は過去の地域情報を調査する上での汎用性・一般性もあるものとして、考察を行った。

(4) 雑誌論文 での理論的考察と雑誌論文 で整理したデータベースを踏まえて、その先の成果として大阪泉南地域のアスベスト災害の実態についての研究成果のとりまとめに取り組んでいる。また本研究期間で得られた研究成果・調査記録・収集資料の蓄積を最大限に活用し、今後も研究活動および成果発信に継続的に取り組んでいく方針である。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3 件)

南慎二郎、地域産業の実態解明を目的としたデータベース作成とその方法論 -経年の統計的資料・地図情報を用いた歴史的把握-、RSPSP ディスカッションペーパー(立命館大学)、査読無、No.36、2019、1-26

森裕之、南慎二郎、ストック災害とリスクコミュニケーション、政策科学、査読無、Vol.26、No.1、2018、35-46

南慎二郎、社会的災害対策の実効性と当事者行動の制度経済学的分析(上) -リバタリアン・パターナリズムと社会的秩序-、政策科学、査読無、Vol.25、No.1、2017、73-84

〔学会発表〕(計 3 件)

南慎二郎、アスベスト対策の政策的合意形成とリスクコミュニケーション(ポスター発表)、立命館大学地域情報研究所 2018 年度報告会、2019 年

南慎二郎、アスベスト対策の政策的合意形成とリスクコミュニケーション(口頭発表)、第 7 回石綿問題総合対策研究会、2019 年

南慎二郎、アスベスト・リスクコミュニケーションと自治体アスベスト対策 -行動経済学

的視点から、東京労働安全衛生センター主催アスベストのリスクコミュニケーション シンポジウムとワークショップ、2018年

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕  
出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

〔その他〕  
ホームページ等  
立命館アスベスト研究プロジェクト・ホームページ  
[http://www.ritsumeai.ac.jp/~nannkuro/RARP\\_asbestos\\_index.html](http://www.ritsumeai.ac.jp/~nannkuro/RARP_asbestos_index.html)

## 6. 研究組織

(1)研究分担者  
該当なし

(2)研究協力者  
該当なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。